

社会福祉法人 天心会役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人天心会の定款に定める理事・監事・評議員に対し、支給する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給額)

第2条 理事・監事・評議員の報酬は、無報酬とする。

2、業務上必要な研修や会議等に出席したときは、社会福祉法人天心会旅費規則に従う。

(基準の変更)

第3条 この基準の変更は、理事会及び評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第4条 この基準の施行について必要な事項は理事長が決裁する。

附則 この基準は、社会福祉法人天心会の定款（全面改訂）が大分市長の許可を受けた日より施行する。（平成 29 年 3 月 29 日）